Ⅷ　機会費用		
国有財産等無償使用の機会費用	44,255,891	
政府出資等の機会費用	1,013,897,162	1,058,153,053
Ⅸ　（控除）法人税等及び国庫納付額		—
Ⅹ　行政サービス実施コスト		7,228,210,268

注記事項

⑴　引当外退職給付増加見積額には、国等からの出向職員に係る者が16名、－21,860,928円含まれている。

⑵　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

・国有財産等無償使用の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料を参考に計算している。

・政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成26年３月末利回りを参考に0.64％で計算している。

○重要な会計方針

1　運営費交付金収益の計上基準

展覧会に係る業務、美術作品等の購入並びに修復、教育普及に係る業務のうち展覧会に関係する業務及び人件費のうち退職手当の支出については、業務達成基準（当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

また、退職手当以外の人件費及び上記以外の業務については、期間進行基準（一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

2　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～50年
構築物	２年～50年
機械装置	２年～17年
車両運搬具	４年～７年
工具器具備品	２年～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて計上しております。

3　賞与に係る引当金及び見積額の計上方法

役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

4　退職給付に係る引当金及び見積額の計上方法

役職員の退職給付については運営費交付金より財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

5　たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による低価法によっております。

6　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国有財産等無償使用の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成26年３月末利回りを参考に0.64％で計算しております。

7　リース取引の会計処理方法

リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3,000,000円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

○注記事項

1　減損会計について

⑴　減損の兆候が認められた固定資産

当事業年度は、記載事項はありません。

⑵　減損の認識が認められた固定資産

当事業年度は、記載事項はありません。

2　重要な債務負担行為

施設整備費補助金による建築工事等契約において、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、以下のとおりです。

契約内容：東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館重要文化財映画フィルム収蔵庫増築等工事

契約先：株式会社前田建設

翌期以降支払金額：151,462,500円

3　金融商品関係

保有している金融商品の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

4　賃貸等不動産関係

当法人は、国立新美術館において、全国的な活動を行っている美術団体等に対し展示スペースを提供しており、当該スペースが賃貸等不動産に該当しております。

当法人が保有する建物を譲渡するためには、中期計画において譲渡に関する計画を定め、文部科学大臣の認可を受ける必要がありますが、第３期中期目標及び中期計画において、国立新美術館を譲渡する計画はありません。

このように、国立新美術館は自由な処分及び収益を前提とした売却が想定されていないことから、適正な時価を把握することは困難であると判断しております。

5　資産除去債務関係

当法人は、国有財産使用許可書及び土地使用契約書等により、国及び地方公共団体等が所有する土地を東京国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館の敷地として使用しており、建物撤去による原状回復に係る債務を有しています。

しかし、第３期中期目標及び中期計画において、建物の移転や取り壊しは予定されていません。また、独立行政法人国立美術館法及び独立行政法人国立美術館業務方法書において、各美術館を良好な状態で維持管理することが当法人の業務として定められており、建物の移転や取り壊し等には当法人の意思決定だけではなく、文部科学省をはじめとする各関係団体の総合的な判断も考慮して行われることになります。

このように、現時点で建物撤去が行われる予定はなく、また、当法人の裁量だけでは建物撤去の時期を決定することができないことから、資産除去債務を合理的に見積ることはできません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。